

ヘーゲル判断論における真理について

— 具体例から読み解くヘーゲル判断論 —

赤石憲昭

はじめに

目の前に咲く赤いバラの花に対して、「バラは赤い」という判断を行ったとしよう。通常、この「バラは赤い」という判断は、真理であると見なされるだろう。これは極めて常識的な真理の把握と言える。しかし、ヘーゲルは、このような捉え方に異を唱える。ヘーゲルによれば、「バラは赤い」という判断は真理ではない。これは、その花がユリやヒマワリではなく、確かに「バラ」であり、またその色も、白や黄ではなく、確かに「赤い」色であったとしても、そうなのである。もちろん、ヘーゲルはだからといって、「バラは白い」とか「ユリは赤い」などと好き勝手に主張してよいと言っているわけではない。バラが赤いという事実自体は、ヘーゲルも否定はしないのだが、しかし、それは「正しさ」(Richtigkeit)を持つにすぎないとして、あくまでもそれを「真理」(Wahrheit)とは明確に区別しようとするのである。しかも、その際、『バラは赤い』、『バラは赤くない』というような質的判断が真理を含むことができるというのは、最も本質的な論理的偏見の一つである」(W.8 323 § 172 Anm.)とヘーゲルは言う。つまり、実際にそれがバラかどうかや、赤いかどうかを検証するまでもなく、それが質的判断であるということによって、「バラは赤い」という判断は、真理を含み得ないと主張するのである。このように言われると、我々は非常に当惑するだろう。というのも、通常、判断において真偽が問題とされるのは、判断規定によって示されるその「内容」についてであって、「判断規定そのもの」が真偽の対象とされることは決してないからである。判断規定を吟味にかけ、また、赤いバラに対して「バラは赤い」とする極めて自明な判断を真理とせずして、ヘーゲルは一体何を真理だとするのだろうか。ヘーゲルの判断論における真理について考察するのが本稿の課題である。

そもそも「真理」は、ヘーゲル哲学にとって最も重要な問題であった。ヘーゲルはその晩年、「そもそも私が哲学的努力においてこれまで目指してき、また、今も目指しているものは、真理の学問的認識である」(W.8 14)と明言している。従って、この「真理の学問的認識」の解明は、ヘーゲル哲学研究において、第一級の価値を持つとすることができるものであるのだが、本稿はこれを判断論に即して行うものと位置づけることができるだろう⁴⁾。特に、判断は、日常においても真理が問題にされる領域であるので、我々の常識的な理解と対比して、この「真理の学問的認識」の特質を最も際立たせることができる箇所である。ヘーゲル論理学の議論は一般に、非常に難解として知られるものであるが、ヘーゲルの挙げる具体例に着目して、具体的な解明を行うよう心懸けたい。以下、第一節では、ヘーゲルの判断に対する基本的な立場を確認し、続く第二節では、ヘーゲルの判断諸規定論の考察を行い、ヘーゲルの判断論において真理がどのように捉えられているのかを明らかにしていきたい。

1. ヘーゲルにおける判断の基本的性格

まずはヘーゲルの判断論の基本的性格を確認しておこう。「バラは赤い」を「真理」とは見なさないヘーゲルの議論の独自性は、そもそもヘーゲルの判断に対する捉え方が独特であることに由来するからである。この点を明らかにするために、まずは一般的な判断の把握の仕方を確認し(第一項)、次に、ヘーゲル独自の判断の把握を考察し(第二項)、最後に、その判断観から導かれるヘーゲルの判断論の課題を確認し(第三項)、次節で行う判断諸規定論の考察の基礎としたい。

(1)一般的な判断の捉え方

判断は、「AはBである」(A ist B.)という定式で基本的に表現されるものであるが、一般的な判断の把握においては、これは「二つの概念の結合」(W.6 305)と特徴づけられる。例えば、「バラは赤い」(Die Rose ist rot.)という判断においては、「バラ」(die Rose)という主語概念と「赤い」(rot)という述語概念が、繫辞(ist)によって結びつけられる、というものである。この場合、この判断が真理であるかどうかは、主語概念と述語概念が正しく結合されているか

によって決定される。「バラは赤い」という判断は、冒頭で示したように、これが実際に赤いバラについてなされた判断であるならば、「真理」であるとされ、これを「バラは白い」と判断すれば「偽」であるとされるのである。この「バラは白い」に関しても、否定辞を加えて、「バラは白ではない」(Die Rose ist nicht weiß.)としてその偽を否定するならば、これも「真理」と見なされることになるだろう

そもそもこのような判断観及び真理観が生まれてくるのは、その基礎となっている「概念」の把握の仕方由来のものである。一般的に、「概念」がどのように生成されるかと言うと、事物に含まれている様々な特殊な諸規定を捨象することによってである(W.8 311f. § 163 Zus.)。例えば「バラ」という概念は、その様々な品種や色や香りといった特殊性を捨象することによって産み出される、共通性としての普遍性である。この普遍性は、それが特殊性を捨象することによって得られるが故に、中身の無い普遍性であり、また、そうであるが故に、その概念、つまり、「バラ」が何であるかを示すためには、別の新しい概念、例えば、「赤い」を付け加えることによってそれを示さなければならぬのである。こうして「二つの概念の結合」としての判断観が成立し、また、主語概念と述語概念との正しい結合を「真理」とする(これはヘーゲルによれば「正しさ」とされるわけだが、)考え方が生まれたのである。

(2)ヘーゲルにおける判断の捉え方

ヘーゲルにおいても、判断は基本的に「AはBである」という形式で示されるものであるが、ヘーゲルはこの形式を、一つの概念の「根源的な分割」(W.6 304)と捉える。AとBは、二つの概念ではなく、一つの概念の二つの契機であると考えるのである。ここには、ヘーゲル独特の「概念」の把握が前提されている。

ヘーゲルは「概念」を、普遍性、特殊性、個別性の三契機の統一体として捉える。これは、一般的な概念把握が、特殊性を捨象することによって得られたものであり、また、個別性と対立するものとして普遍性を捉えるのと著しい対照をなす。このような普遍性は「抽象的普遍性」(W.8 311 § 163 Zus.)と呼ばれ、これに対して、ヘーゲルが提示する、特殊性、個別性をもその内を含むものとしての普遍性は、「具体的普遍性」(W.7 52 § 6 Anm.)と言うことができ

る。ヘーゲルは、判断論に先立つ「概念そのもの」論において、この三契機の各々の規定とその連関を示しているのであるが(W.8 311. § 163)、そこでの議論は非常に抽象的で難解である。ここでは、ヘーゲル自身がその理解のために挙げている「自我」の例をもとに、略述することにしよう(cf.W.6 253, W.7 49f. § 5-7)。普遍性とは、概念における純粋な自己同一性の側面を示すもので、「自我」の例に則して言えば、自らが持つあらゆる諸規定を捨象して得られる純粋な自己関係としての「私」である。しかし、「自我」は、万人に当てはまるような、このような抽象的な自己同一性にとどまるものではなく、実際、我々は何らかの規定を持って存在するものであり、また、自らを規定するものである。この規定性の側面を示すのが特殊性である。だが、この規定された在り方に関して、ヘーゲルは、それが自らの普遍性に適っているかどうかを区別し、その普遍性に適っているものを個別性と定義する。つまり、最初の抽象的な自己同一性に過ぎなかった普遍性が現実的に規定されて存在する在り方を、ヘーゲルは厳密に「個別性」と言うわけである。ヘーゲルは、概念をこのように三契機の統一体として考えるわけである²⁹。

(3)ヘーゲル判断論の課題

だが、話はこれで終わらない。ヘーゲルは、「しかし、個別性は、単に概念の自分自身への還帰であるだけでなく、直接的に概念の喪失である」(W.6 299)と突然言い出す。「概念は個別性において自分自身の内にあるのだが、その個別性によって、概念は自己の外にあるものとなり、現実性へと歩み出る」(i bid.)として、その現実化において、先に見た三契機の統一としての在り方は失われるとされるのである。判断の一般的形式は「AはBである」であるが、ヘーゲルはこの形式の中に、概念のこの事態を読み取る。その内の個別性が前面に出てきて、普遍性がその背後に退いてしまうと言うのである。判断の一般的形式は、ヘーゲルにおいてはより厳密に、「個別的なものは普遍的なものである」(W.8 316 § 166 Anm.)と捉え直される。ヘーゲルは判断を、このように概念諸契機の関係を示すものとして捉え、この定式の意味を、「あらゆるものは、自己の内では普遍性あるいは内的本性である個別的なものであり、あるいは、個別化されている普遍的なものである」(W.8 318f. § 167)と解釈する。しかし、普遍性が個別性の「内」に含まれているものにすぎないものであったり、また、

「単に普遍性が個別化した」というだけでは、先に見た三契機の統一体としての個別性が実現されているとはまだ言えない。「概念そのもの」において示されていたにも関わらず、失われてしまった概念の統一を回復すること、つまり、普遍性が現実的に自己を規定する存在としての個別性を、現実的に定立することが判断論の課題となるのである。その際、ヘーゲルは、端的にそれが現実化されるとするのではなく、その現実化の生成過程を概念の三契機の自己運動という形で描こうとし、しかも、判断論で扱われる十二の判断諸規定を、その発展段階を示すものと位置づけるのである。ヘーゲルは、「諸々の異なった判断は、必然的に次々に連続しているものとして、そして概念の進展規定として考察されるべきである。というのも、判断そのものは、規定された概念に他ならないからである」(W.8 321 § 171 Anm.)と言う。また、同節の「補遺」では、よりはっきりと、「判断の諸種類は、同価値のものとして並列されるべきものではなく、むしろ段階をなすものとして捉えられなければならない」(W.8 322 § 171 Zus.)と述べているのだが、ここに来てようやく本稿の最初で取り上げた、「バラは赤い」という判断が、そもそも質的判断であるという理由から真理ではないとされた、あの問題へと立ち返ることができる。ヘーゲルは判断諸規定を、それが三契機の統一体としての本来の概念をどの程度表現しているかという観点から、後に行くにつれて、概念が十全に表現されるように配列するのであるが、「バラは赤い」という質的判断は、この序列のまさに一番最初に位置するものであり、判断において、真理を表現する最も低い形式にすぎないのである。

以下では、ヘーゲルが提示する具体例との連関を重視しながら、それぞれの判断諸規定が各々どの程度概念を表現しうるのかという吟味の過程を詳細に考察していこう。

2. ヘーゲルの判断諸規定論

(1) 定存在の判断

ヘーゲルが最初に取り上げるのは、定存在の判断のグループである。ヘーゲルは、各判断グループを述語の普遍性の特徴によって区分するのであるが、この定存在の判断の普遍性は、「全く感覚的な普遍性、直接性における普遍性」

(V.10 185)とされ、より具体的には、「直接的な（このため感覚的な）質」（W.8 323 §172）であるとされる。先に挙げた引用文において、「バラは赤い」や「バラは赤くない」という判断がともに「質的判断」と言われていたのも、「赤い」が質的規定性を示すものだったからなのである。

① 肯定判断

ヘーゲルにおいて判断は、「個別的なものは普遍的なものである」と定式化されることは既に述べたが⁹⁾、肯定判断は、主語と述語の関係が「まだ媒介あるいは否定性を含んでいない」（W.6 312）、つまり、両者の関係が直接的であるような判断である。これは、「概念の喪失」として描かれた、個別性が前面に立ち、普遍性との関係が背後に退いている在り方を直接受けるもので、このため、議論の展開も、主語である個別性が基準となって述語が吟味される「内属的判断」（W.6 311）という性格を持つ。

肯定判断の具体例は、冒頭でも挙げた「バラは赤い」であるが、ヘーゲルはこの判断の真理性を吟味する際、主語の「バラ」と述語の「赤い」との間の関係の仕方に注目する。「バラ」と「赤い」との間の結びつきを考えてみた場合、その結びつきが必ずしも必然的なものではないことが分かる。というのも、それが実際に赤いバラであったとしても、そのバラは「赤い」のみならず、他にも「良い香りがする」といった他の性質も持っているだろうし、また、「赤い」にしても、それはバラのみに妥当するものではなく、他の花や事物についても当てはまるものだからである。つまり、確かに「バラは赤い」という判断は「正しい」かもしれないが、それはそのバラを十全に表現するものではないのである。「バラは赤い」という判断において、「バラ」と「赤い」は繫辞によって同一のものとして結びつけられてはいるが、ここでの同一性は、実は極めて蓋然的なものであり、ヘーゲルはこの原因を、ここでの普遍性が、「赤い」によって示されるように、事物の直接的な質であることに求める。つまり、主語について、それを質的な規定によって表現しようとしても、バラの例において、「赤い」の他に、「良い香りがする」という規定も見出されるといったように、結局不十分なものとなるのであり、このため、そもそも、事物を質的規定によって表現するという肯定判断の形式そのものが、真理を含み得ないとして否定されるのである。

② 否定判断

真理を表現するのに不十分であった肯定判断を否定することによってその眞理性を主張しようとするのが、次の否定判断である。これは例えば、「バラは赤くない」によって示されるもので、概念諸規定で表現すれば、「個別的なものは抽象的に普遍的なものではない」となる。ここで、普遍性が「抽象的に」普遍的なものではないとされるのは、肯定判断における普遍性が、事物の一性質を示すものでしかないことが明らかとなり、その在り方が否定されるからである。

「バラは赤くない」という判断においては、確かに、「バラは赤い」という一面的な規定は否定されている。しかし、この判断自体が示しているのは、バラに関して「赤い」という規定では不十分であるという極めて消極的な規定にすぎない。否定判断は、肯定的に、「バラは何らかの色を持つ」と表現することができる。こうしてみるとはっきりするように、この判断においては、確かに「赤い」という規定は否定されているものの、他の色を持つという可能性、すなわち、「白い」や「黄色い」など、色を持つことが否定されているわけではない。つまり、否定判断は、肯定判断を否定することによって克服したはずの質的規定性を未だ免れてはいないのである。このため、この判断形式も否定され、「個別的なものは特殊なものではない」という更なる否定判断が導かれる。これによって、否定判断においてまだ残されていた質的規定の側面が完全に否定されることになるのだが、こうして得られるのが次の無限判断である。

③ 無限判断

ヘーゲルは無限判断において、否定的無限判断と肯定的無限判断（同一判断）という二つの種類を区別している。否定的無限判断というのは、「諸規定が主語と述語に否定的に結びつけられており、その一方が他方の規定性を含んでいないだけでなく、その普遍的領域をも含んでいない」（W.6 324）ような判断で、例えば、「バラは象ではない」、「精神は赤ではない」といったものである。確かに、このような判断は「正しい」判断であると言えるだろうが、実際には、極めて不合理な（widersinnig）判断である。他方、ヘーゲルは、「象は象である」、「精神は精神である」というような肯定的無限判断も挙げている。これまでの例に合わせれば、「バラはバラである」というものである。これまでバラに関

して、それを質的規定で捉えようとしてきたが、それではバラを十全に捉えることはできない。バラを十全に示すためには、「バラはバラである」としか言いようがないということである。これは概念諸規定で見ると、これまで肯定判断においては「個別的なものは普遍的なものである」が、否定判断においては「個別的なものは特殊なものである」という判断が扱われたのだが、個別的なものを示すには、やはり個別的なもの、すなわち、「個別的なものは個別的なものである」ということである。しかし、この肯定的無限判断も、確かに「正しい」かもしれないが、その実、極めて無内容な判断である。

以上の考察から、ヘーゲルは無限判断も否定され、克服されるべき判断であると結論づけられる。確かに、肯定判断と否定判断が否定されることで、述語の質的規定性は克服されたのだが、その結果、無限判断が示したのはいずれも無意味な判断であった。このことは、確かに、個別性を表現するものとして、質的規定性としての普遍性は不十分であったのだが、しかしやはり、個別性は、個別性ではなく、普遍性において示されなければならないということの意味する。こうして、普遍性全般ではなく、質を示す「全く感覚的な普遍性、直接性における普遍性」だけが止揚されるのだが、これは、これら普遍性が特徴づけていた定存在の判断というグループ自体の止揚となる。こうして、次に反省の判断という新しいグループの考察へと進んでいくのである。

(2)反省の判断

反省の判断のグループの特色を示す述語の普遍性は、「相関関係にある規定、あるいは、包括的な普遍性である本質性」(w.6 326)を表現するものとされ、具体的には、「人間は死すべきものである」という判断における「死すべきものである (sterblich)」や、「この物は有用である」という判断における「有用である (nützlich)」などが挙げられている。これらの規定は「本質性」と言われているように、定存在の判断における単なる質的規定性とは異なり、主語との間に密接な関係を持つものである。というのも、「赤い」という規定は、他に黄色いバラや白いバラがあるように、必ずしも「バラ」と結びつかないものであるのに対し、ある人間に当てはまる「死すべきものである」という規定は、他の人間にも妥当しうるものであり、ある物に当てはまる「有用である」という規定は、同じ特性を持つ他の物についても妥当しうるものだからである。

① 単称判断

単称判断の定式は、定存在の判断の成果を受けて、「このものは本質的に普遍的なものである」(W.6 328)と規定され、その具体例としては、例えば、「カイウスは死すべきものである」を挙げることができる。しかし、前述の通り、「死すべきものである」という規定は、単に、個別的なカイウスにのみ当てはまるものではない。確かに、カイウスが死すべきものであるということは「正しい」のであるが、この「死すべきものである」という規定が含み持っている連関的特質をこの判断は汲み尽くしていない。それ故、単称判断の判断形式自体が否定されることになる。反省の判断は、定存在の判断における「内属の判断」とは異なり、述語が基準となり、主語がそれに応じて運動する「包摂の判断」(W.6 328)となる。このため、単称判断の否定形としては、「このものでないものが反省の普遍的なものである」(W.6 328)という判断が導かれる。

② 特称判断

単称判断の否定形を肯定的に捉えなおしたものが、特称判断「いくつかの個別的なものは反省の普遍的なものである」(W.6 329)である。機械的に考えるならば、この特称判断の具体例は、「いく人かのカイウスは反省の普遍的なものである」ということになるが、ここでヘーゲルは次のように注意する。「しかし、特称判断の主語は、もはや『いく人かのカイウス』ではありえない。というのも、カイウスは、ある個別的なものそのものであるべきだからである。このため、いくつかのには、より普遍的な内容、例えば、人間、動物等が添えられる。」(W.6 329)「カイウス」は個別性を示すものであるが、その否定によって得られる特称判断の主語は、「いく人かのカイウス」ではなく、「いく人かの人」と言うべきだというわけである。

更に、この判断形式が示す内容を詳しく検討してみると、確かに、「カイウスは死すべきものである」という単称判断に比べ、「いく人か的人是死すべきものである」という特称判断は、確かに普遍性の包括性は高まっているものの、直接的に、「いくつかの人は死すべきものではない」という反対物が導かれるように、その実、無規定な判断である。それ故、この特称判断の形式も確かに「正しい」のであるが、不十分な判断として否定されるのである。

③ 全称判断

全称判断は、「全てのものは反省の普遍的なものである」と定式化することができ、その具体例は、例えば、「全ての人は死すべきものである」となる。主語に来る「全てのもの」に関して、ヘーゲルはこれを「外的反省の普遍性」(w.6 330)、「全ての個別的なもの」(w.6 331)、「自立的に存在している個別的なものの総括にすぎないもの」(ibid.)等と述べ、これを更に詳しく、「ただ比較においてのみ諸々の個別的なものに属するような共通性」(ibid.)と、低い評価を与える。というのも、「カイウス」という一個人から始まり、「いく人かの人」を経て、「全ての人」へと到ったこの過程は、一見すると、外在的な、単なる量的な拡大にすぎないように思われるからである。しかし、「全ての人」が示すものを更に考察してみると、それは一つには、「人間という類」を、もう一つには、類の普遍性へと拡大され、規定された個別性を示している。「このため個別性は、例えば一人のカイウスというような、あの最初の個別性にとどまっているのではなくて、普遍性と同一の規定、あるいは、普遍的なものの絶対的に規定された存在である」(w.6 333)とヘーゲルは言う。単称判断の主語である「カイウス」は個別性である。しかし、このカイウスも、「死すべきものである」という普遍的な本質規定と繫辞によって結ばれていることから示されるように、潜在的には普遍的性格を持つものである。このことは、特称判断において、「いくつかのカイウス」ではなく、「いくつかの人」というように「人」と言われることによって顕在化してくるのだが、この全称判断の「全ての人」において、それがようやく完全に現実化されるというわけである。これによって、ヘーゲルは、この一連の過程が、外在的な運動ではなく、単称判断の個別性において潜在的であったものが、段々と顕在化し、現実的に規定されるという内在的な歩みだということを示しているのである。ここで更にヘーゲルは、「『全ての人間』の代わりに、今や『人間』と言われるべきである」(ibid.)と言う。「一つの類の全ての個別的なものに属しているものは、その[全ての個別的なものの]本性によって、類に属している」(w.6 334)ものだと言うのである。しかし、この主語において示される「類」としての普遍性は、「外的反省の普遍性」(w.6 330)や「自立的に存在している個別的なものの総括にすぎないもの」(w.6 331)とは決定的に異なる性格を持ち、「自分自身のもとで具体的なものである普遍性」(ibid.)であり、「客観的普遍性」(w.6 334)

と云うものである。この客観的普遍性は、反省の判断のグループの特色を示す「反省の普遍性」(V.10 185)ではもはや包摂され得ない、より充実した内実を持つものであり、これにより反省の判断のグループ自体が止揚されるのである。

(3)必然性の判断

全称判断において、主語の普遍性が客観的普遍性と規定されたのだが、この客観的普遍性を類と種との関係として詳細に展開するのがこの必然性の判断である。必然性の判断のグループの特色を示す述語の普遍性は、一応、「類としての普遍性」(V.10 185)と特徴付けることができるが、すぐ後で見ると、必然性の判断においては、他の判断グループのように述語の普遍性が固定されておらず、ここでは全体として、類と種の関係が展開されたものとして理解するのが適当である⁽⁴⁾。

① 定言判断

定言判断は、主語に種、述語に類を持つ判断で、例えば、「バラは植物である」(W.6 336)という判断が挙げられている。この定言判断は主語の本性であるものが述語において明示的に示されている判断で、ヘーゲルはこの特質を「バラは赤い」という肯定判断と比較することによって際立たせる。先に見たように、バラにとって「赤い」という規定は、必ずしも必然的に結びつくものではない。バラは「赤い」という規定の他にも、「良い香りがする」や「トゲがある」といった規定を持っているし、また、赤ではなく、黄や白のバラも存在するからだ。しかし、どんなバラも、「植物」であることなしにバラであることはできない。「植物」であることは、バラの内的本性であって、これを欠いては、そもそもバラは存在し得ないのである。形式上は、「バラは赤い」(Die Rose ist rot.)も「バラは植物である」(Die Rose ist ein Pflanze.)も、どちらも繫辞によって主語が普遍性と結びつけられているのだが、その結びつき方は大きく異っており、前者は、主語とその一特性の関係として「偶然的」であるのに対し、後者は、種と類の関係として「必然的」なものなのである。

このように、定言判断は、類と種という必然的な関係を示しているのであるが、ヘーゲルは、「ここではただやっと、自らの直接的な特殊化(Partikularisatio

n)を持つにすぎない」(W.6 335)のものであり、「特殊性の原理」(W.6 336)になっていないとして、その欠陥を指摘する。「バラは植物である」という判断は、類の特殊化したものとして、「特殊的なものは普遍的なものである」と規定することができ、確かに、普遍性と特殊性の必然的な関係が示されてはいるのだが、しかし、そこでは普遍性を含んでいる内の一つの特异性しか示されているにすぎない。植物であるのは、バラだけではなく、他にユリやヒマワリも同じく植物であり、定言判断においては、こういった他の特殊性が全く捉えられていないのである。定言判断は、「バラは赤い」というような肯定判断に比べれば確かに「必然的」であるものの、未だ偶然的な性格を残しており、不十分なものとされるのである。

② 仮言判断

ヘーゲルの仮言判断は、「Aが存在するならば、Bが存在する」、あるいは、「Aの存在は、A固有の存在ではなく、Bというある他者の存在である」という独特な形式によって示され、これによって、「定言判断においてはまだ定立されていない、直接的な諸規定性の必然的連関」(W.6 337)を明らかにするものとされる。ヘーゲルが提示する仮言判断の具体例は二種類あり(5)、一つは、「青があれば、黄も存在しなければならない」(V.10 188)というもので、これは、「青は色である」という定言判断に対して、色と言うのなら、青だけではなく、黄も色だというように、定言判断では示されなかった諸種同士の連関を示すものである。種同志の連関を示すこの判断は、確かに「正しい」判断ではあるのだが、しかし、この判断においても、色について全ての諸種が示されているわけではなく、そこではただやっと二つの種が示されたに過ぎず、従って、今度は、「黄があるならば、赤も存在しなければならない」と繰り返し諸種を挙げていかなければならなくなってしまうだろう。この欠陥を克服するのが、両項の本質的な関係性を示す、もう一つの具体例の「明るさは暗さに現れ、暗闇は明るさに現れる」(V.10 189)である。この例においては、青や黄といった直接的諸規定の代わりに、諸種が「明るさ」や「暗さ」と、より抽象的に規定されているのだが、これによって、一方がなければ他方が存在し得ないという種同志の必然的な関係が示されるとともに、諸種を枚挙せず種の全体を表すことができるのである。

こうして、この仮言判断においては、定言存在では示されなかった「直接的な諸規定性の必然的連関」(W.6 337)が示された。しかし、この仮言判断においては逆に、定言判断において示されていた種と類の関係が明示されていないという欠陥を持つ。これを概念諸規定によって示せば、「特殊なものAが存在するならば、特殊なものBが存在する」と定式化することができるが、ここでは特殊性の形式しか示されていないのである。このため、この仮言判断の形式も否定されるのである。

③ 選言判断

選言判断は、「AはBであるかCであるかである」(A ist entweder B ode C.)と表現され、主語には、具体的な普遍性を示す類が「単純な形式」において、述語には、それが「その区別された諸規定の統体性」として示されている。ヘーゲルはこの判断全体で、定言判断や仮言判断において示されなかった類の特殊化の原理を表現する。選言判断の具体例としては、「色が明と暗の具体的統一として捉えられること」(W.6 346)だとされている。色を、青や黄といった具体的な規定によって示そうとすると、「色は青であるか黄であるか……である」と無限にその諸規定を挙げていかなければならなくなってしまう。この諸種を「明と暗の具体的統一」として示すことによって、具体的な諸規定をそこから全て導くことができるという形で、諸種の全体性が示されるのである。

選言判断を概念の諸規定で表すと、「普遍性は特殊性の全体である」となるだろう。上で述べたように、この選言判断においては、主語と述語ともに具体的な普遍性としての類が示されているわけだが、主語においてはそれが「単純な形式」において示されているのに対し、述語では、それが具体的な規定として示されている(W.6 339)。しかし、これは単なる類の一規定としてではなく、その規定の全体を含む「統体性」として示されており、このため、特殊性の全体は、類の普遍性と等しいものとなっており、それどころか、そのより具体化されたものとさえなっているのである。

このように、これまでのどの判断形式よりも包括的で、内実を伴った選言判断であるのだが、その包括性故の欠陥を持つことになる。確かに、色は、「明と暗の具体的統一」と表現されることによって、原理的に全ての具体的な色を含むものとして、その全体性において示されているわけだが、ここでは青や黄

や赤といった具体的な諸規定は、その原理の内に観念的に含まれているに過ぎない。「普遍性は特殊性の全体である」という概念諸規定によって示された定式を見ればわかるように、ここでは個別性の契機が示されていないのである。それ故、この選言判断の形式も、概念を十全に示すものとしては不十分であるとして否定されるのである。

(4)概念の判断

概念の判断のグループの特色を示す述語の普遍性は、「概念としての普遍性」(V.10 185)とされる。具体的には、「善い、悪い、真である、美しい、正しい」(W.6 344)等が挙げられ、これらの述語は、「事柄が、絶対的に前提された当為としての、その普遍的概念をもとにして測られ、そして、その普遍的概念と一致しているか、あるいは、していないかということ」(W.6 344)を表現するものとされる。わかりやすく言えば、その事柄が、あるべき姿になっているかどうかを表すのがこれらの述語なのである。このように言われると、その「あるべき姿」とはどういうものであるかということが直ぐさま問題となってくるだろう。この答えは実は、これまでの議論で既に準備されている。選言判断において、類の特殊化原理が示されたわけだが、このような原理から必然的に導かれることが、まさに事物のあるべき姿なのである。概念の判断では、この原理に則って、個別性が導き出されているかどうか吟味されるのである。

① 実然判断

概念の判断に属する最初の判断は実然判断で、これは、「主語は具体的に個別的なものそのものであり、述語はその個別的なものを、その現実性、規定性、あるいは、性状性と、その概念との関係として表現する」(W.6 346)判断であると言われ、「この行為は善い」(ibid.)がその具体例である。実然判断は、概念諸規定によって示せば、「個別的なものは普遍的なものである」であり、これは表面的に見れば、肯定判断「バラは赤い」と何ら変わらない単純な判断であるのだが、その概念諸規定の意味するものは非常に異なっている。「バラは赤い」における普遍性の意味する所は、主語のバラに関する単なる質的規定にすぎないのに対し、「この行為は善い」の普遍性が示しているのは、主語のあるべき姿であり、そして、この「主語のあるべき姿」とは、行為の主体である

人間が、人間としてふさわしい行為を行うということであるから、ここには、選言判断によって示された、必然的な類の特殊化原理とその具体的実現という全体的な意味が込められているのである。

この実然判断において、選言判断の欠陥だった個別性が定立される。しかし、この実然判断は、「ただやっと実然的であるにすぎない」(W.6 346)のものであり、「『この行為はよい』が断言される時には、反対のもの、すなわち、『この行為は悪い』もまた同じ権利 (Berechtigung) を持って」(W.6 347)言われうるものである。つまり、この判断における主語と述語の連関の必然性は、この判断自身によっては示されておらず、「外的な第三者」(W.6 346)においてその確証を持つのである。「しかし、その連関が外的に定立されているということは、それ「連関」がただやっと潜在的、あるいは、内的であるということと同じである。」(ibid.)従って、「この行為は善い」という判断は、潜在的に「真理」であるにすぎないのである。こうして、この実然判断も真理を表現するには不十分であるとして否定されるのである。

② 蓋然判断

蓋然判断は、「肯定的にも否定的にも捉えられなければならないかぎりでの、実然判断である」(W.6 347)とされる。「この行為は善い」と端的に主張するだけの実然判断は、同じようにその反対の判断も導くものとして、蓋然的なものに引き下げられるわけである。このため、「この行為は善い」という実然判断を正しく表現しようと思えば、その断定を和らげて、「この行為は善いかもしれない」と表現すれば、一応、「正しい」判断であると言うことができる。しかし、これは極めて消極的な規定であって、より積極的な規定がなされなければならない。この場合、述語の普遍性は、事物のあるべき姿である概念を表す必然的な規定であるから、この判断の蓋然性は主語の直接性に求められる。行為自体は「善い」ものであるはずなのであり、必要なのは、この「行為」と「善い」との連関を媒介するものである。従って、端的に「この行為は善い」とするのではなく、「それが持つ性状に応じて」(W.6 348) そうなのだと言われるべきなのである。概念諸規定から見れば、実然判断は、「個別的なものは普遍的なものである」であったが、そこでは個別的なものが直接、普遍的なものとは結びつけられていることが問題だったのであり、必要なのは、それを媒介す

る特殊性の契機なのである。

③ 確然判断

確然判断は、実然判断において欠けており、蓋然判断によって示唆された、主語と述語の連関の根拠が定立された判断で、例えば、「この行為は、これこれの性状を持っているので、善い」(Diese Handlung so und so beschaffen ist gut.)というものである。ここでは、定言判断のように、端的に「この行為は善い」と断言されるのではなく、「これこれの性状を持っているので」とその根拠が判断形式自体において明示されているのである。その際、ヘーゲルは、「この行為はこれこれの性状を持っているので」というこの長い主語を分解し、「この」は、個別性を示し、「行為」は、普遍性を示し、「これこれの性状を持っているので」は特殊性を示していると指摘する。つまり、主語は、単なる個別性ではなく、普遍性、特殊性、個別性の統一体であり、そのような意味での個別性であるということである。片や、述語の普遍性も、単なる普遍性ではなく、概念を示すものとして、すなわち、普遍性、特殊性、個別性の統一としての概念なのであった。このため、この確然判断が示す「個別的なものは普遍的なものである」という形式は、主語と述語の両方とも、三契機の統一としての概念を示しており、両者は完全に一致するものとして示されているのである。

おわりに

ヘーゲルの判断論の課題は、ヘーゲル論理学の体系から言えば、普遍性、特殊性、個別性の三契機の統一としての概念が、その失われてしまった統一を自らの運動によって回復することにあった。判断においてこれが達成されるのは、この最後の確然判断においてであり、ヘーゲルの判断における真理は、ここにおいて示される。それまでの十一個の判断規定はどこかしらに不十分さを持ち、「正しさ」を持つことができるに過ぎないものなのである。ヘーゲルのこのような把握は、単に、主語と述語が正しく結合されていればそれで良しとする通常の判断観及び真理観からすれば異様に思えるだろう。しかし、ここから逆に、ヘーゲルが「真理」において考えようとしていたものがどういうものなのか浮き彫りになってくる。ヘーゲルが最後の確然判断において示すのは、事物がその類としての本来あるべき姿を、必然性をもって実現していることである。

具体的に、人間の行為の例で言えば、ある個人が人間としてふさわしい行為を自覚的に行っていることを「真理」であると、ヘーゲルは考えるわけである。これがヘーゲルが考える真理の現実的意味内容である。

ヘーゲルは判断論において、判断諸規定がそもそもこのような内容を含みうるかを徹底的に吟味した。通常理解からすれば、判断諸規定を吟味し、その真理性を考察することなどは、いかにも奇異なものと思われるかもしれない。しかし、「バラは赤い」のような、事物の単なる性質を示す判断形式によっては、事物のあるべき姿やその実現といったことは、そもそも表現され得ないだろう。それ故、ヘーゲルは、その判断の内容の具体的真偽を確かめるまでもなく、それが質的判断であるが故に真理を含み得ないとしたのである。真理を表現するには、しかるべき形式が伴わなければならない。このような判断諸規定の吟味の過程に、ヘーゲルが生涯追求した「真理の学問的認識」の一端を、我々は垣間見ることができるのである。

註

ヘーゲルからの引用は、以下の著作集により、以下の略号を用い、そのページ数を示した。引用に際し、強調体は省略した。

G.W.F.Hegel, Werke in *zwanzig Bänden*, Theorie Werkausgabe. Suhrkamp, Frankfurt am Main, 1969.

Bd.6: *Wissenschaft der Logik* II. (=W.6)

Bd.7: *Grundlinien der Philosophie des Rechts*. (=W.7)

Bd.8: *Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften* I. (=W.8)

----, *Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*.

Bd. 10, *Vorlesungen über die Logik* (1831) (= V.10), Nachschrift von Karl Hegel, Hamburg, 2001.

- (1) もちろん、ヘーゲルにおける真理のより本格的な解明には、論理学では特に、理念章の考察が必要となる。
- (2) 全体的理解のためには、この個性性が後の確然判断で再定立されることに注意されたい。
- (3) 「バラが赤い」は『論理学』においては「個別的なものは普遍的なものである」と定式化されるが、『エンチクロペディー』では、「個別的なものは特殊なものである」とされている。両者は否定判断において結局同じ所に行き着くのであるが、本稿では「概念そのもの」の議論との繋がりがより明瞭となる『論理学』の定式に拠った。これについては、以下も参照。石黒光治「ヘーゲルの判断論」『茨城大学人文学部紀要』, 第7号, 1974年, 16頁以下。
- (4) 奥谷氏もこの不整合を指摘し、そこから否定的な解釈を行うのだが、必然性の判断は、広く類と種の関係が展開されるものと捉えるべきであろう。奥谷浩一「ヘーゲル『論理学』における『判断』と実在 2」『唯物論』, 第24号, 1976年, 55頁, 及び、拙稿「ヘーゲルの仮言判断の具体例をめぐって」『ヘーゲル論理学研究』, 第9号, 2003年, 74頁注47を参照。
- (5) 仮言判断の具体例は V.10 において初めて知られる所となった。これについては上記拙稿を参照。